

3中小振第1531号
令和3年9月17日

一般社団法人北九州中小企業団体連合会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



令和3年度北九州地域の中小企業対策に関する要望について（回答）

令和2年11月30日2北中連第42号で要望された標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

— 福岡県 —

令和3年度 北九州地域の中小企業対策に関する要望に対する回答

[景気対策]

1 県内事業所の99%、従業員数の約8割を占める中小企業は、本県経済の発展と活力の源である。福岡県においては「福岡県中小企業振興条例」の基本理念に則り、金融、税制などを含めた総合的な中小企業施策の実施と予算の確保を行っていただきたい。

特に、令和2年は新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い政府による緊急事態宣言、知事による休業宣言がなされ、経済活動は停止し、リーマンショックを上回る景気の落ち込みにより深刻な事態となっている。このような緊急事態の中、中小企業が立ち直り安心して事業を継続できるよう、従来にも増して、中小企業への支援に注力を願いたい。

また、国に対して、コロナ感染症を抑えつつ我が国経済を回復軌道に乗せるべく、迅速かつ的確な金融、財政政策や税制改革の実行を積極的に働きかけていただきたい。

«回答»

今後、法人税改革を継続する中で、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への配慮を適切に行うべきと考えており、全国知事会等を通じ国に対し提言等を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税できない場合は、申請に基づき、原則として1年以内の期限に限り、県税の納税を猶予する制度を実施している。

(総務部)

県では、平成27年10月に制定した「福岡県中小企業振興条例」、平成31年3月に策定した「第2次福岡県中小企業振興基本計画」に基づき、企業の創業段階から、経営基盤の強化、新たな事業展開といった成長段階に応じた施策及び小規模事業者の事業の継続的な発展を図るための施策を推進している。

令和3年度当初予算においては、中小企業向け制度融資において1兆2,728億円の十分な融資枠を確保したほか、令和2年度補正予算から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する国のコロナ対応型補助金の上乗せを行うなど、中小企業・小規模事業者をきめ細かく総合的に支援している。

(商工部)

[新型コロナ感染症対策]

2 世界中にパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症は、わが国では一旦落ち着きを見せた。しかし、緊急事態宣言や休業要請が解除され、人や社会が動き出すとともに再び感染が拡大した。

この感染症の抜本的な解決のためには、治療法の確立、ワクチンの開発と幅広い接種が不可欠だが、それには相当な時間を要する。その間、ウイルスと共生しながら、地域ごとに感染の状況と社会経済活動の調整をしながら、何度も押し寄せる波を凌いでいかなくてはならない。

このような経営環境の激変で、幅広い業種にわたり数多くの企業が大変な苦境に立たされている。とりわけ、中小企業の受けた傷は深い。その中で経営を再建・持続していくためには、受けた影響、抱える課題・ニーズを正確に把握しながら国、県、市が連携し有効な支援策を開していくことが不可欠である。県には、その中心的な役割を果たしてほしい。

«回答»

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における市町村の実施計画の策定に当たり、事例集や国の説明会資料、市町村からの質疑に対する国からの回答等を全市町村に配付し、

助言を行うなど、市町村の実施計画策定支援を行うことで、市町村が交付金を活用して地域経済、住民生活の支援を円滑に行えるよう取り組んでいる。

(企画・地域振興部)

緊急事態措置に伴い、休業または酒、カラオケの提供をやめて営業時間を短縮する飲食店等に対し、国の地方創生臨時交付金を活用し、「福岡県感染拡大防止協力金」で協力金を給付するとともに、県独自の家賃支援金を追加給付している。この県独自の家賃支援金に合わせて、福岡市と北九州市が独自の上乗せ措置等を講じており、半額を助成するなど支援している。

また、外出自粛や取引先である飲食店等の休業、営業時間の短縮により、大きな影響を受けている事業者の事業継続を広く支援するため、県独自の「福岡県中小企業者等月次支援金」を創設し、国の月次支援金の対象とならない売上減少が30%以上50%未満の事業者等に対する横出し給付や、酒類提供の停止による影響が特に大きい酒類販売事業者に対する国の月次支援金への県独自の上乗せなどの給付を行っている。

今後も、国の制度も活用しつつ、県と市町村が連携し、充実した施策が実施できるよう取り組んでいく。

(商工部)

3 新型コロナウイルス感染症の流行により、中小事業者、特に飲食店事業者の売上の落ち込みは甚だしい。これを支援するため新生活推進支援、持続化緊急支援金、家賃軽減支援金などの制度を継続して欲しい。

またワンストップで、相談から申請手続きまでできる会場を開設し、積極的にPRして欲しい。

《回答》

昨年度、国・県が一体となって重層的に地域経済を支えるため、国では、売上が50%以上減少している事業者に「持続化給付金」を給付し、県では、国の「持続化給付金」の対象となるない、30%以上50%未満の事業者を対象に「県持続化緊急支援金」を給付することで、県内中小企業者等の事業継続を広く支援した。

また、昨年度、新型コロナウイルスの影響で賃料の支払いが負担となっている事業者を支援するため、国では、売上高が「1か月で前年同月比50%以上減少」または、「連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減」となっている事業者を対象に「家賃支援給付金」を給付し、県では、国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けた事業者を対象に「福岡県家賃軽減支援金」を給付することで、県内中小企業者等の事業継続を広く支援した。

国の「持続化給付金」及び「家賃支援給付金」については、1年以上にわたる新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化により、全国の幅広い事業者に深刻な影響が顕著になっていることから、給付金の再度の支給等について、全国知事会を通じて要望している。

なお、今年度、県では、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・営業時間短縮や外出の自粛等の影響により、売上げが大きく減少している中小企業者等の事業継続を支援するため、「福岡県中小企業者等月次支援金」の給付を行っているとともに、県の要請に応じて休業・営業時間短縮を行った事業者に対して、福岡県感染拡大防止協力金に「家賃支援金」を加算して給付を行っている。

さらに、令和3年度も引き続き緊急対策として「経営革新実行支援補助金」(880件)及び「経営革新実行支援補助金(感染防止対策)」(275件)による支援を継続している。

この支援金の給付などを通じて、広く県内中小企業者等の事業継続を支援していく。

(商工部)

[地域振興対策]

4 北九州空港は国土交通省から訪日誘客支援空港〔拡大支援型〕の認定も受けている。この間に、国際線・国内線、更には国際チャーター便、貨物定期便の積極的な誘致を進めるとともに、滑走路の延伸（3,000m化）を早期に実現するべく努力していただきたい。

今回の新型コロナウイルス感染症の流行により、国内外ともに航空需要は激減したしかし。短期的に停滞や見直しが生じても、長期的な経済のグローバル化の流れは止まらない。現下の事態だけにとらわれず、コロナ後を見据え、チャンスを逃さないよう果敢に活動していくかなくしてはならない。

福岡県、九州全域を俯瞰すれば、欧米主要都市との定期便を持つ国際空港の設置は喫緊の課題である。現在、福岡空港が2,000億円かけて二本目の2500m滑走路を建設中である。しかし、これが2024年に完成しても、混雑空港に指定されている同空港の発着枠はすぐ埋まるものと見込まれ、将来の需要予測に対応できることは明らかである。また福岡空港は市街地に立地し夜間運用ができない。一方、北九州空港は海上空港であり、24時間運用が可能である。

これらの諸点をふまえると、北九州空港に福岡空港を補完させ、連携し運用を図ることが不可欠だ。そのためには、高速で定時性の確保できる軌道系アクセスの整備が大きな課題となる。この軌道系アクセスの検討は、北九州空港の利用者が200万人を超えてからが想定されているが、そのようなペースでは世界の潮流に置いて行かれてしまうことになる。足立山をトンネルで抜いて、新幹線を空港まで引き込むのは1,200億円程度ができるのでは、と言う説もある。

これが実現できれば、東京駅から羽田空港よりも短時間で福北を結ぶことができる。北九州の知名度が世界的に小さければ、名称は新福岡空港でも構わない。福岡空港と北九州空港の位置付け、機能分担、連携のあり方等を明確にするため、北九州市、福岡市と早急に検討の場を持つか、あるいは両市の経済団体が早急に検討会を開くよう働きかけていただきたい。

《回答》

① 国際線・国内線、更には国際チャーター便、貨物定期便の積極的な誘致について

旅客については、平成28年度から3年間を北九州空港利用促進の「推進強化期間」、令和元年度から3年間を新たに北九州空港の「ネットワーク充実強化期間」と位置づけ、新規路線の誘致や既存路線の定着に取り組んでいる。その結果、最も多い時期では、国内3路線、国際6路線が就航する空港にまで成長した。（令和3年8月現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京（羽田）線、沖縄（那覇）線以外の全ての路線が運休中。）

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響を取り巻く状況の変化や、国による出入国制限や到着空港限定措置の緩和の動向を見ながら、路線の誘致に取り組んでいく。

また、貨物については、平成30年度にはANA貨物便が、令和元年度には大韓航空貨物便が相次いで就航し、国際貨物取扱量は、平成30年度、令和元年度、令和2年度と3年連続過去最高を更新している。（令和3年8月現在、新型コロナウイルス感染症の影響によりANA貨物便は運休中。）更なる貨物取扱量の増加に対応するため、令和4年7月には第2国際貨物上屋の整備が予定されている。

② 滑走路の延伸（3,000m化）の早期実現について

令和2年度から、国において北九州空港の滑走路延長に係る調査が開始され、整備方法等の技術的な検討や環境アセスメントの手続、また計画に対する地域住民などの理解促進や円滑な合意形成を図るためのPI（パブリック・インボルブメント）の手続等が進められている。県としては、この滑走路延長の早期実現に向け、これからも、北九州市をはじめ関係自治体等と連携し、県議会とともに必要な予算が措置されるよう、国に対し要望活動を行っていく。また、定期貨物便の誘致や貨物取扱量の増加に引き続き取

り組むとともに、その実績を情報提供するなど、国が実施する調査への協力を行っていく。

③ 福岡空港と北九州空港の位置付け、連携のあり方、機能分担等を明確にするため、北九州市、福岡市と早急に検討の場を持つか、両市の経済団体が早急に検討会を開くよう働きかけることについて

県は、県内に福岡空港と北九州空港の2つの空港を擁する広域自治体として、「福岡県の空港の将来構想」を策定。

同構想において、福岡空港は国内外の多彩な航空ネットワークを活用した国際展開により、九州、西日本、アジアの拠点空港としての発展を目指していくこととする一方で、北九州空港は24時間空港の特性を活かし、福岡空港では対応できない早朝・深夜便やLCCの誘致、貨物拠点化を目指すこととしており、両空港の役割分担と相互補完を図っていくこととしている。

同構想に基づき、福岡都市圏と北九州空港を結ぶリムジンバスの導入や、両空港のマルチエアポート化等、両空港の連携を推進している。

(企画・地域振興部)

5 東九州自動車道は、東九州地域はもとより、九州全体の産業や経済の一体的な発展に寄与するものであり、また、災害時には緊急輸送路として極めて重要な道路となっている。しかし、ほとんどが暫定2車線での供用であるため、対面通行による交通事故、交通事故や自然災害による通行止めなどが発生し、安全で、定時性が確保されるネットワークとしての道路としての役割が果たせていない。少しずつ4車線化に向けた整備がなされつつあるのは理解しているが、できるだけ早期に完全な4車線化が実施されるよう、引き続き国に要望して欲しい。

《回答》

東九州自動車道については、福岡県域の約49kmは全線開通しており、そのうち、約41kmは、暫定2車線での供用区間となっている。

平成28年4月の熊本地震においては、一時、九州自動車道や大分自動車の一部が通行止めとなつたが、東九州自動車道の開通により大分県や宮崎県へのアクセスが確保され、リダンダント効果が得られた。しかし、片側1車線の暫定2車線であるため、平成30年7月豪雨では、法面崩壊により33日間に及ぶ全面通行止めが発生し、広域にわたる社会経済活動に大きな影響を及ぼすなど、4車線化の必要性を再確認したところである。

県は県議会や東九州自動車道福岡県北東部建設促進協議会の皆様と4車線化に向けた国への継続的な要望活動を行い、その結果平成31年3月には、「苅田北九州空港IC～行橋IC」のうち約1.1km区間について、令和3年3月には「築城IC～椎田南IC」の約7.7km区間について、4車線化事業に着手された。

また、令和元年9月には国において「高速道路における安全・安心基本計画」が策定され、福岡県内では苅田北九州空港IC～豊前IC区間が、4車線化の優先整備区間として選定された。

県としては、引き続き、全線4車線化に向けて、沿線自治体をはじめ関係者と一体となって国及び西日本高速道路（株）に対し積極的に働きかけていく。

(国土整備部)

6 下関北九州道路は、本州と九州を繋ぐ新たな幹線道路として、またアジア交易を中心とする国際物流拠点形成に向け、関門地域の一体化を図る都市間連絡道路として非常に重要である。

関門国道トンネルや関門橋は老朽化による補修工事等のため渋滞や通行止めが度々発生している。下関北九州道路は、このような状況を解消し、脆弱な関門間の交通インフラを強化する

効果が大きい。また大規模災害時における代替機能としての役割も担うことが期待される。

九州と中国地方を結ぶ大動脈の機能強化と道路網の多重性確保の点から下関北九州道路の建設が後退することなく、早期に実現するよう国に対して強く要望していただきたい。

《回答》

下関北九州道路は、関門トンネル・関門橋の代替機能の確保、さらには循環型ネットワーク形成による下関・北九州地域の一体的発展のために必要な道路であり、その整備が不可欠である。

今年3月には、計画段階評価において、ルート帯を含む対応方針が決定された。今後においても2県2市が連携しながら協力し、都市計画・環境アセスメントの手続きを着実かつ迅速に進め、下関北九州道路の早期実現を図っていく。

また、2県2市と関係議員連盟、経済界が一体となり、気運の醸成を図っていく。（整備促進大会の開催）

さらに国に対して、迅速かつ着実な調査の実施、重要物流道路の指定、PFIの活用など効果的な整備手法の検討を要望していく。

（県土整備部）

7 北九州地域の第三次産業の強化のためには、国内外から観光客を誘致し、ビジターの宿泊滞在を増やすなど、持続的に観光産業の振興を図っていかなければならない。

今回のコロナ感染症による影響をふまえると、インバウンド重視に偏ることなく国内客についてもバランスを考え施策を展開すべきだ。新型コロナ流行前の2019年におけるアウトバウンド（日本人の海外旅行）の市場規模は3.5兆円で、インバウンド（外国人の訪日旅行）の4.8兆円にほぼ匹敵している。アウトバウンドの目を北九州地域に向けさせる施策を再検討する必要がある。

地域のもつ世界遺産や景観などの観光資源を生かし、加えて食、祭、歴史、文化、自然、体験型などをテーマに九州・山口エリアとしての魅力を創出・再発見する。その戦略にもとづき観光ルートを開発し、広く情報発信する。このように周辺自治体・経済団体とも連携して魅力づくりを一層進め、北九州地域への観光客の増加と消費拡大につなげていただきたい。

《回答》

県では、点在している観光資源をテーマでつなぎあわせた広域ルートを設定し、「食べる」、「遊ぶ」、「泊まる」を一体的に楽しめる、新たな観光エリアを創出するため、京築エリアにおいて市町村や観光協会、商工会議所等と連携し、食、自然、歴史・文化などをテーマとした体験型の旅行商品造成に取り組んでいる。

また、北九州地域に数多くある魅力的な観光素材を、旅行会社の旅行商品造成担当者を対象とした観光素材説明会などにおいて発信しているところである。

加えて、安全・安心な魅力ある福岡県を紹介する国内向け観光PR動画において、北九州地域の観光スポットや景観・食などを紹介しており、このプロモーション動画をつかって、コロナウイルス感染状況を踏まえ、九州だけではなく関東や関西圏といった大都市圏を中心にPRを行うこととしている。

今後も、北九州地域への誘客・旅行消費額の拡大に向け、関係団体と連携し観光資源の魅力向上やコンテンツの造成等に取り組むとともに、魅力ある観光素材について、国内外に向けて発信してまいる。

（商工部）

[工業地域振興対策]

8 製造業において電気代のコストが大きな意味を持つのは当然で、最近の自然災害時のブラックアウトの事態を見ても、企業はもとより停電は生活者全体の文字通りの死活問題となる。安定した安価な電力の供給は国民生活に必須である。

長期的に自然エネルギーはじめ再生可能エネルギーに軸足を移していくことについて異論はない。しかし、太陽光や風力発電はじめとする自然エネルギーの不安定性とバックアップ電力の必要性を考えると、近い将来に全面的に依存できる状況にはない。また、主力電源である火力発電はCO₂排出による地球温暖化問題を抱える。この状況をふまえると一定の間、安全基準を満たした原発を不必要に操業停止することなく、適正なエネルギーミックスを達成していく必要がある。そのため、再生可能エネルギーに加え、原子力発電についても技術革新が進むように国が指導するよう、要請していただきたい。

《回答》

再生可能エネルギーについては、エネルギー基本計画にもあるように、導入を拡大していくために、系統混雑緩和への対応促進や立地制約の克服、コスト低減に不可欠な革新技術の開発を進めることが必要である。

また、原子力発電については、国内外のエネルギー情勢の変化に対応し、安全性・経済性・機動性の更なる向上や、技術課題解決のための取組を進めていく必要がある。

県としても、国に対し、政策提言や全国知事会などを通して、再生可能エネルギーや原子力を含む総合的なエネルギー政策の推進について働きかけてまいる。

(企画・地域振興部)

9 令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられた。中小・零細企業が消費税を価格へ転嫁しやすい環境が損なわれ、増税のしわ寄せを中小・零細企業が被ることがないよう、消費税の転嫁拒否等の行為に対して実効性のある監視・取締りが徹底されるよう、国に対して要請していただきたい。

《回答》

本県では、平成25年10月1日に施行された「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」を踏まえ、「消費税転嫁に関する情報受付窓口」を設置し、消費税転嫁拒否や転嫁阻害行為等に関する情報を受け付けている。

令和3年3月31日法律失効後も、同法に基づく監視・取締りのため、当分の間、態勢及び運営について継続するよう国から要請があっており、窓口は引き続き設置している。

消費税の転嫁拒否等の行為に対して実効性のある監視・取締りが徹底されるよう、当該窓口にて受けた情報を国へ通知していく。

(商工部)

10 北九州地域は、わが国におけるモノづくりの拠点として発展してきた歴史を持っている。将来に向けて、さらにものづくり拠点として成長できるよう、次世代自動車産業、航空機産業、ロボット産業、環境産業、水素や風力等のエネルギー産業など、成長が期待される産業の集積・拠点化を図るために、産学官連携の取組みをさらに推進していただきたい。

また既存産業の生産性向上に向けても産学連携の推進は重要である。中小企業が努力を重ね蓄積してきた技術の上に、IoT化、AIやロボットなどデジタル技術の活用を促進して高付加価値化を進めていかなくてはならない。

大企業に比べ遅れがちな中小企業におけるデジタル化の推進のキーとなるのは産学連携である。しかし、多くの中小企業にとって、学の垣根は高いのが実態である。中小企業が産学連携に取り組みやすい仕組み、環境づくりに力を注いでほしい。

このデジタル化への対応を含め、中小企業の生産性向上・高付加価値化のためには従業員の知識や技術力の向上が不可欠だ。その一つの有力な手段がリカレント教育である。中小企業が大学等へ従業員を送り出しやすくする仕組みづくりや支援をお願いしたい。

《回答》

① 産学官連携取組みの推進について

県では、知事が顧問に就任している「響灘エネルギー産業拠点化推進期成会」を通じ、北九州市響灘地区のエネルギー産業拠点化の促進に努めている。

また、風力発電等のエネルギー関連産業における県内企業の販路拡大や新規参入、産学官連携の活性化等を促進するため、北九州市において「エネルギー先端技術展」を開催しており、さらにこの展示会内で、風力発電産業への参入を促進するためのセミナーを実施している。

今後は、この地域が持つ優位性を活かし、北九州市を始めとした関係機関と連携しながら、風力発電メーカーや部品サプライヤー、保守管理、港湾建設、海運等、風力発電関連産業の集積に向けた取組みをさらに進めていきたいと考えている。

令和3年度は、風車メンテナンス人材の確保、育成を目指し、離職者に対する公共職業訓練及び高等専門学校の学生に対するインターンシップを実施する。また、風力発電産業の集積、地元企業の参入促進に向けた取組を進めるため、産学官で構成する「福岡県風力発電産業振興会議（仮称）」の設置に向け、関係者との調整を進めている。

（企画・地域振興部）

県では、リサイクルシステムを社会に定着させるため、北九州市に所在する（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターを中心として、北九州エコタウン等とも連携しながら、産学官民により構成する研究会及び共同研究プロジェクトの編成・支援を行い、事業化を推進している。

今後も、引き続き、循環型社会の構築に向け、産学官民が連携した取組を推進していきたい。
（環境部）

自動車、ロボット・システム、水素など、本県が強みを持つ分野において、産学官の推進組織を設立し、共同研究や人材育成、新製品開発支援、関連企業の誘致、県内中小企業の参入支援などに取り組んでいる。

具体的には、県内企業の参入に向けた技術的な支援を一貫して行うため、工業技術センター機械電子研究所に「航空機産業技術支援グループ」を設置し、グループ長を始め技術課職員のほか、航空機の構造・技術に関して豊富な知識と経験をもつ支援員を配置し、技術指導、情報収集及び提供等の支援を行っている。

また、県内には自動車や半導体で技術力を磨き、参入に必要となる潜在的な能力を備えた企業が幅広く存在しており、航空機産業への参入の可能性を有する企業の発掘についても実施している。

特に、24時間運航可能な北九州空港や周辺地域の充実した交通インフラ、また、豊富な理工系人材などの北九州地域が持つポテンシャルをフルに活用して、航空機関連産業の誘致に取り組むとともに、自動車部品製造等の高い技術力を有する地元企業の航空機関連産業への参入促進に取り組んでいく。

平成30年7月には、福岡県航空機産業研究会（F A I N）が発足。航空機産業参入のための研究会の開催や素材メーカーを核としたコンソーシアムの形成、試作品製作等を支援し、県内企業の航空機産業参入を促進する。

今後も、国の支援策なども積極的に活用しながら、拠点化の促進や地域イノベーションの創

出に努め、県経済の活性化を図る。

② デジタル技術の活用を促進し、高付加価値を進めることについて

工業技術センター機械電子研究所に「デジタル化実証支援ラボ」を新設し、ものづくりのデジタル化に関する共同研究・技術指導を行っている。

また、ものづくり中小企業のデジタル化を支援するため、中小企業の経営者、生産部門の責任者、現場技術者の各層に対する人材育成を実施している。

(商工部)

③ リカレント教育を進めるための仕組みづくりや支援について

県では、製造業を中心に、中小企業のAIやIoTロボットなど先端技術の導入を促進するため、工業技術センターや生産性向上支援センターで現場技術者の育成を行っている。

また、製造業のみならず、介護業や農林畜産業、観光業など幅広い産業分野を対象に先端技術を学んでもらうものであり、企業の人材育成に有用であると考えている。

一方で、個々の中小企業にとっては、カリキュラムがニーズに合わないことや受講料が高額である等の課題もある。

県としては、商工会議所、商工会をはじめとした中小企業支援機関などの会員企業に対し、北九州市立大学が実施する、社会人リカレント教育プログラムといった情報を提供すると同時に、企業からの要望があれば、プログラムが中小企業にとって使いやすいものになるよう、実施主体である大学に伝えていくこととしている。

(商工部)

[商業振興対策]

11 中小企業者小売・サービス事業者にとって生産性向上、あるいは現下のコロナ感染症対策のため、キャッシュレス化に向けたスマート決済の導入やそれを支えるバックオフィスのIT化、ホテル・シェアオフィスを活用したテレワークが課題となっている。その推進のための予算確保と支援の拡充を図っていただきたい。

《回答》

キャッシュレス・消費者還元事業終了後も、事業者のキャッシュレス決済の導入経費については、小規模事業者持続化補助金の活用が可能。また、総務省では統一QRコード「JPQR」の普及に向けた事業に取り組んでいく。

県では、昨年度開設した「福岡県キャッシュレス決済導入支援総合情報サイト」において、キャッシュレス決済の最新情報の提供やWEBセミナーなどを実施している。

これらの取組みを通じ、県内におけるキャッシュレス決済の導入促進に努めていく。

バックオフィスのIT化については、国において「中小企業デジタル化応援隊事業」（中小企業庁）、IT導入補助金（経済産業省）、持続化補助金（中小企業庁）が実施されている。

県では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業等のテレワーク導入を支援するため、IT導入補助金（特別枠及び低感染リスク型ビジネス枠）を活用して従業員のテレワーク環境の整備を実施する場合に自己負担の一部を補助する県独自の上乗せ補助金を実施している。

また、国において活発にデジタルトランスフォーメーションを推進する支援が実施されており、県においても、国の動向を確認しつつIT化の支援を行ってまいる。

ホテル・シェアオフィスを活用したテレワークについては、県の外郭団体である公益財團法人福岡県中小企業振興センターにおいて、貸会議室事業を実施しており、Web会議・テレワーク

場所としての活用も可能であるので、ご活用いただきたい。

(商工部)

12 プレミアム付商品券の発行は、商店街にとって非常に有益であり、確実な購買効果が期待できる事業である。今年度は、福岡県と北九州市が連携して、プレミアム率20%のプレミアム付商品券を発行することができた。来年度も引き続き予算を確保し、支援を継続していただきたい。

«回答»

地域内の消費を喚起し、商店街をはじめ地域経済の活性化を図ることを目的に、県では平成21年度から商工会議所や商工会、商店街が行うプレミアム付き地域商品券の発行を支援。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、低迷している地域経済活動の回復を図るため、消費喚起効果の高いプレミアム付き地域商品券について、昨年度に引き続き、プレミアム率20%以上の場合、補助率を100分の3から100分の10に引き上げ、総額343億円の発行を支援する。

各発行団体では、今年度も商品券のプレミアム率を通常の10%から20%以上に引き上げるとともに、発行額を大幅に増やすこととしている。

次年度における支援については、これまでの事業成果や景気の状況等を考慮の上、検討する。

(商工部)

13 行きたくなる商店街づくり事業補助金は、福岡県がもつ商店街を対象とする唯一の補助金である。この補助金は、商店街の活性化・にぎわいづくりに必要不可欠であり、次年度も存続させ、さらに拡充してほしい。

この制度は、市町村からの補助を前提とし、同額まで県も補助する仕組みとなっている。このため、取り組もうとする事業が市町村の補助対象でない場合には、県の補助も受けることができないことになる。については、県と市町村において補助対象事業を調整するなど、制度の改善を図ってほしい。

また県のHPには、交付要綱、様式集があるのみで記載例その他がなく、何が補助対象経費なのが一見して確認できない。丁寧な説明を追記していただきたい。

«回答»

商店街は、地域住民の身近な買い物の場であるとともに、地域コミュニティの重要な担い手であり、商店街が地域社会において果たす役割はますます高まっていると考えている。中小企業振興基本計画においても、「地域における商品やサービスを提供する場である商店街の活性化を図る」と位置付けている。

県の商店街支援策については、令和2年度まで実施していた「行きたくなる商店街づくり事業補助金」に代わり、令和3年度、「福岡県商店街活性化・まちづくり推進事業」を創設し、国の「地域商業機能複合化推進事業」を活用しながら、地域のニーズや「新たな日常」に対応した商店街の機能複合化などの取組みを支援するとともに、県単独事業としても「買い物の場」としての商店街の機能強化を図るために、商店街の安全・安心、にぎわい創出の取組みを支援し、商店街の活性化を図ることとしている。

本事業については、まちづくりの主体である市町村が中心となって商店街や支援機関等と連携を図ることが基本と考えているため、市町村からの補助を受けることを補助要件としている。

また、商店街の皆様にとって、できるだけわかり易い制度となるよう、県のホームページに、補助対象経費を記載した事業概要を掲載するなど、見直しを図っていく。

(商工部)

【受注対策】

14 地球温暖化に伴う気候変動により、100年に一度といわれる集中豪雨が毎年のように発生している。急傾斜地の崩壊や河川の氾濫による被害は甚大となる。防災上の観点から、道路や河川などの危険箇所の安全点検を強化するとともに、計画的・継続的に補強・改修工事を実施していただきたい。

コロナ感染症対策で、様々な施策が講じられ、大きな予算が投入されている。その結果、財政が圧迫され、長期的には公共工事は縮減される懸念が強い。しかし、住民の安全で安心な生活を守るためにには、土木建築工事の強化による備えが重要であることを忘れてはならない。

«回答»

災害を未然に防止するため、道路防災点検及び道路土構造物点検の結果を踏まえ、法面の崩壊や落石等、災害の恐れのある箇所について、道路利用者が安心して利用できるように道路防災対策を推進しているところである。

河川改修については、過去の浸水被害、流域の人口や家屋などの集積状況、費用対効果などを総合的に勘案し、優先度が高い河川から実施している。

堆積土砂の浚渫などの維持管理については、河川巡視や地元要望などをもとに、治水上の安全度を判断し、実施している。

急傾斜地の崩壊による災害を防止するために、保全対象人家の戸数、公共施設の有無、過去の災害履歴、地元要望などを勘案し、効率的、効果的なハード対策を実施している。

県としては、近年の降雨状況や浸水状況なども踏まえ、効率的、効果的な維持管理や河川改修を実施し、治水安全度の保持、向上に努めている。

(県土整備部)

15 中小建設業者が、残業時間の削減や週休2日制の導入などの働き方改革を実現し、従業員の労働条件を改善できるよう、工事の積算に当っては工期、人件費、諸経費に十分な考慮をしていただきたい。

また、自然災害による資材調達の遅れ、近年の猛暑に起因する熱中症への予防のため作業時間を短縮せざるを得ない場合があることなどをふまえ、工期の延長に柔軟に対応していただきたい。

さらに、夏場の異常高温や冬場の異常低温等に対し、季節に応じた人件費の割り増しを実施していただきたい。

«回答»

週休2日制などの働き方改革は、建設業界の中長期的な担い手の確保・育成などの観点から重要な取組みであると認識している。

平成31年2月から開始した週休2日工事の試行工事では、週休2日の工期設定や達成状況に応じた諸経費の増額を行っている。平成31年度からは、熱中症対策のための現場管理費の補正も実施している。

自然災害・熱中症対策等に対応した工期延長については、適切に対応するよう努めており、発注者との協議をお願いしたい。

人件費については、国土交通省に準拠しており、国の動向を注視しつつ、適切に対応していきたい。

(県土整備部)

県の営繕工事では、平成30年度末から、「週休2日促進工事」を試行的に実施し、その達成状

況に応じた工事費の増額と工事成績評定での加点評価を行うこととしている。また、熱中症対策を実施する場合の費用計上についても令和元年度から開始をしたところである。

建設業の働き方改革の取組を推進するため、週休2日促進工事や熱中症対策の課題や効果を検証しながら、今後も引き続き取組を進めていきたいと考えている。

(建築都市部)

16 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に則り、官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るとともに、引き続き、窓口の契約担当者に周知徹底していただきたい。

«回答»

厳しい経済状況が続く中、官公需における地域の中小企業に対する受注機会の確保を図ることは極めて重要である。

このため、県では、令和3年7月に開催した「福岡県公共事業等実行対策連絡会議」の「中小企業受注確保対策部会」において、令和3年度における県、市町村、公社等の県内官公需の中小企業への発注比率目標を、件数と金額のいずれも8割超に設定した。

目標達成のため、県庁各部局、市町村、公社等に対して、①分離・分割発注方式の推進、②共同企業体（JV）の活用、③官公需適格組合の活用、④総合評価方式における県内企業への加点、⑤適正な納期・工期の設定、⑥事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮について要請している。

(商工部)

17 地元中小建設業の受注の拡大と専門業者育成の面からも、土木・建築工事において塗装、防水など専門業者で施工できる工事については、専門業者への分離発注に徹底的に努めていただきたい。

«回答»

土木工事の発注に際しては、県内中小企業への優先発注、分離発注時における建設工事種類に応じた適切な業者選定並びに県産原材料及び県産消費財の優先使用などに取り組んでいる。

今後も引き続き、地元中小建設業の受注機会の拡大と専門業者への分離発注に努めていくこととする。

(県土整備部)

建設工事の発注に際しては、発注基準の適正な運用、工事の分離発注、工事の計画的発注により、県内中小建設業者の受注機会の確保に努めている。

今後も引き続き、工事内容に応じた分離発注に努めることとする。

(建築都市部)

18 工事請負契約における提出書類や工事写真など提出物の負担軽減については、改善がなされできているが、今後も不斷に見直しを行い、引き続き簡素化に取り組んでいただきたい。

«回答»

工事に伴う提出書類の簡素化は、受発注者双方の業務効率の向上のため電子納品等と併せ、取組みを進めているところである。

現在の提出書類は、契約の適正な履行を確保するために必要なものであるが、働き方改革を進める上でも、引き続き提出書類等の簡素化の検討を行う。

(県土整備部)

引き続き、受注者へ提出を求める工事関係提出書類の削減や効率化について内部で検討を行い、提出書類の削減（重複している書類の集約化、品質に影響のない書類の省略）に努めることとする。

(建築都市部)

19 行政が公共工事を発注する際、コンサルタントの設計事務所に設計図の製作を委託するが、設計者が現地の実態を把握することなく設計すると、現場での工事に支障をきたすことがある。発注者は設計図書が現地の実情に合致しているか否かを確実にチェックし、発注者、設計者、施工業者の間で意思の疎通に齟齬が生じないように配慮していただきたい。

《回答》

工事目的物の品質を確保するには、設計者、発注者、施工業者がそれぞれの立場において的確に業務を遂行し責任を果たすことが重要である。

また、設計者、発注者、施工業者の三者間で意思疎通を図るための取り組み（三者協議会）も一部工事を対象に実施しているところであり、工事施工に支障がないよう三者間の意思疎通の確保に努める。

(県土整備部)

設計業務の委託に際しては、設計事務所に対し、現地調査を行った上で設計するよう指示しており、設計事務所と発注者が共に現地に赴いて実情を確認し、情報共有しているところである。また、設計図書の作成過程においても、現地を把握している担当職員が随時図面等の確認を行っており、引き続き、設計図書と現場で齟齬が生じないように努める。

(建築都市部)

[金融税制対策]

20 地域経済を支える中小企業等に対して行われている法人税率の軽減特例（19%→15%）は、適用期限が令和3年3月31日までに開始する事業年度までとなっている。中小企業の経営基盤安定・強化のため、さらに期間を延長するよう、国に積極的に働きかけていただきたい。

《回答》

国税に関する内容であることから国の動向を見守ってまいり。

(総務部、商工部)

21 法人事業税における資本金や従業員数などをベースとして課税する外形標準課税は、地域経済や雇用を支える中小企業にとっては、大変な負担増となり企業経営への影響も大きいので、中小企業への適用拡大を行わないよう、国に強く働きかけていただきたい。

《回答》

外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響も踏まえて、中小法人への適用については、慎重に検討すべきと考えており、全国知事会等を通じて国に対し提言等を行っている。

(総務部、商工部)

22 工業団地の組合員企業においては、代表者保証が事業承継の重大な障害となっている。地域を支える中小企業の多くが事業承継を断念し廃業に至れば、地域経済の持続的な発展に支障をきたすことになりかねない。

平成26年2月から運用が開始された中小企業庁の「経営者保証ガイドライン」は、円滑な事業承継を意図したものである。さらに、今年4月からは、これを補完する「事業承継に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」が適用されるようになっている。このような時代の潮流を背景に、現状では政府系を含め金融機関で個人保証が不要となる傾向にある。

一方で、高度化事業における個人保証の在り方の特異性が目立つ。組合に関しては、組合員企業の代表者ではなく、その一役員で理事となっている者も少なからずいる。その企業を退職し、組合理事を退任したにもかかわらず、なお連帯保証人としての義務を負っている例もある。

こうしたことから、企業代表者個人あるいは組合理事個人に連帯保証を求めることは甚だ不合理と言える。については、県の融資規約を早急に見直し、「個人保証の免除」を明確にし、現在既に継続中の個人保証に付いても解除するよう強く要望する。

《回答》

高度化事業は、資金面での中小企業支援とともに、行政として債権保全に努めるという2つの視点から進めていかなければならない事業である。

債権保全に係る要件については、(独)中小企業基盤整備機構において継続的な見直しが進められてきたところである。

直近では、令和3年2月に「都道府県の債権保全に係る運用指針」の改正がなされた。事業計画等の確実性を評価検討の上、債権保全の必要があれば金融機関保証や担保の徴求を個人・法人保証より優先させる内容となっている。

県においても、新規貸付における債権保全の考え方を見直すため、福岡県中小企業高度化資金貸付規則の改正作業を現在行っているところである。

既存貸付については、組合の償還状況や県の債権保全とのバランスを踏まえ個別に対応を検討してまいり。

具体的には、組合から個人保証を免除してほしい旨の要望があり、①個人保証を免除しても債権の保全が図られると認められる場合、又は②金融機関保証や物的担保を新たに設定することで債権保全が図られると認められる場合に、①、②いずれにおいても(独)中小企業基盤整備機構の同意を得た上で、個人保証を免除できるということとなる。

(商工部)

23 工業団地組合の一体化を保証するため、組合員の倒産等により団地内不動産を組合が一時取得する場合においては、不動産取得税の減免措置を講じていただきたい。また、登録免許税についても非課税とするよう、国に積極的に働きかけていただきたい。

《回答》

今回の要望における、団地組合が組合員の倒産等により団地内不動産を一時取得する場合の不動産取得税については、取得不動産の公益性・公共性から判断すると、減免の適用は困難であると考えている。

なお、登録免許税については、国税に関する内容であることから国の動向を見守ってまいる。

(総務部、商工部)

24 交際費が800万円まで損金算入できる交際費課税の特例措置の適用期限は、令和4年度まで延長されたが、この交際費の損金算入の上限を取り扱うよう国に要請してはどうか。

この措置は、新型コロナの影響で苦しむ飲食業など地域経済の活性化に大いに寄与する。交際費を野放図に損金算入する懸念については、中小企業には財務上の制約から交際費に使う額には自ずと限度があり、規律は確保できるものと思われる。

《回答》

国税に関する内容であることから国の動向を見守ってまいる。

(総務部、商工部)

[労働対策]

25 県が雇用対策を重要課題と認識して力を入れ、様々な施策を講じていることは高く評価している。また全体的に見れば、一時に比べ人手不足感は弱まる傾向にはある。しかし中小企業では人手不足の状況は依然として続いている、その実感は薄い。求人募集しても全く反応が見られない職種も多く、経営の持続を揺るがす要因になりかねない事態だ。また人手不足から安全性を損ね、労働災害を招く懸念も生じている。

このような中、募集費用が非常に大きくなりつつあり、それが収益を圧迫してきている。引き続き効果的な施策を講じることにより、地元中小企業の人材確保を支援していただきたい。

《回答》

県内中小企業の人材確保を支援するため、今年度から新たに、紹介予定派遣の仕組みを活用した人材不足分野企業と求職者のマッチング支援を実施している。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中にもあっても、企業と離職者等との出会いの場を提供できるよう、ウェブを活用した合同会社説明会や県内各地域でのミニ面接会を開催している。

県の年代別センターにおいて、センター登録者に求人を紹介するとともに、地元企業の魅力を発信するための高校生を対象とした地元企業見学会やホームページ上での企業紹介等を行っている。

また、正規雇用促進企業支援センターでは、人材確保に向けた就業規則や賃金体系見直しの助言、人材確保・定着に活用できる各種助成金制度の紹介を行っている。

今後もこうした取組みを着実に実施し、中小企業の人材確保を支援していく。

(福祉労働部)

26 中小企業の優れた技術・技能は、我が国産業の国際競争力の強化に貢献するとともに、新製品・新技術開発や新たな産業を創出する基盤ともなっている。

北九州地域には、わが国の経済成長を支えてきた歴史、技術的・人材蓄積がある。その北九州地域のモノづくり中小企業の技術・技能、ノウハウが衰退することなく円滑に技術継承が図られるよう、人材育成の支援策を引き続き実施していただきたい。

《回答》

中小企業の生産性向上に資する中核人材を育成するため、3次元設計のデジタル技術活用講座や、ITを活用した金型、めっき、プラスチックの製造基盤技術講座を開催している。また、本年度からは、新たに、ものづくり中小企業におけるデジタル推進人材の育成を支援している。

さらに、県内中小企業の個々の課題に応じた生産性向上を図るために、「福岡県中小企業生産性向上支援センター」を設置し、企業診断から、改善提案や設備導入まで一貫した支援を行っている。

(商工部)

27 中小企業における人手不足は深刻で、恒常化しつつあることから、外国人の就労を検討せざ

るを得ない状況である。

外国人労働者の生活支援など受入環境を整えるため、日本語教育の充実や住宅確保、医療・福祉などの相談体制の整備などに努めてほしい。

《回答》

県では、外国人が能力を十分に発揮でき、安心して快適に生活できるよう、以下の取組みを実施している。

- ① 福岡県外国人相談センターを設置し、市町村と連携することで全市町村の窓口において、外国人の相談に多言語で対応できる体制を構築
- ② 県内 60 の関係団体にて構成されている外国人材受入対策協議会にて、外国人受入れに向けた現状の把握を行い、課題を整理。受入環境整備のための取組みを検討
- ③ 外国人が身近な場所で日本語教育を受けられる環境を整備するため、地域における日本語教室の安定的な運営体制モデルを構築
- ④ 在住外国人に対する防災訓練の実施や、災害時の情報提供や多言語防災ハンドブックの作成

(企画・地域振興部)

外国人の方の健康保険については、職場の健康保険等に加入している方を除き、下記の（1）又は（2）に該当する方は国民健康保険の適用を受ける。

（1）3ヶ月を超える在留期間を決定された外国人住民（改正住民基本台帳法第30条の45の適用を受ける方）

（2）3ヶ月以下の在留期間を決定された外国人住民であっても、3ヶ月を超えて日本に滞在すると認められる方（※1）

※1 次の表の左欄の在留資格に応じて、右欄の資料等により3ヶ月を超えて日本に滞在すると認められる方

在留資格	資料
興行	活動の内容及び期間を証する文書
技能実習	活動の内容及び期間を明らかにする資料
家族滞在	左記の在留資格を有する者を扶養する者の在留資格及び在留期間を明らかにする資料
特定活動 (※2)	活動の内容及び期間を明らかにする資料

※2 特定活動の在留資格を有していても、「医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行うものの日常生活上の世話をする活動をするもの」又は「日本に一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（18歳以上の者に限る）及びその活動に同行する配偶者」については国民健康保険の適用を受けない。

具体的な手続き等については、お住いの市（区）町村に問い合わせされたい。

県では、「ふくおか国際医療サポートセンター」において、県内に在住する外国人や外国人観光客が県内で安心して医療が受けられるよう、医療通訳ボランティアの派遣、電話通訳、電話による医療に関する案内を実施している。

今後も、引き続き県内に在住する外国人や外国人観光客が県内で安心して医療が受けられる環境の整備に努めてまいりたいと考える。

(保健医療介護部)

生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から県（郡部を所管）及び市において、生活困窮者に対する相談窓口（自立相談支援機関）を設置している。

当該相談窓口においては、令和元年7月末に県が設置した福岡県外国人相談センターや令和2年9月に出入国在留管理庁が設置したFRESCヘルプデスクを活用しながら、失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応しているところであり、引き続き、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行っていく。

(福祉労働部)

28 ものづくりの楽しさや魅力の実体験を幼児教育から積極的に採り入れ、さらに義務教育の段階からは製造業や建設業等に興味を持つような教育を実施していただきたい。

また、厳しい経営状況におかれている中小企業では、社内で従業員を教育する資金的、時間的余裕に乏しく、即戦力を必要としている。電気、溶接、機械、建築、土木などの基礎的技術の習得者を企業に送り出せるよう、工業高校や高等技術専門校では、業界ニーズに合致したカリキュラムの編成を行い、定員増も図っていただきたい。

《回答》

県では、県内の私立学校（高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園等）における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、県内に私立学校を設置する学校法人等に対し、当該私立学校の教育に係る経常的経費の一部として、福岡県私立学校経常費補助金を交付している。

本補助金については、特色ある取組みを行う私立幼稚園に対する加算措置として、園児の体験教育を推進する幼稚園に「体験教育推進加算」を設けるなど、県内の園児が幼児教育段階から様々な体験教育を受けられるよう、私立幼稚園への積極的な支援を行っている。

私立高校については、ものづくりを支える専門的職業人や地域産業界のニーズに応じた人材を確保するため、福岡県私学協会と連携し、私立高校の工業系生徒を対象とした、インターンシップや出前授業などによる人材育成を推進している。

専門学校については、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成する「職業実践専門課程」として国に認定された学科を設置する専門学校に対し、認定学科の促進及び継続を支援し、県内専門学校の職業教育の質の向上・維持を図ることを目的として、令和元年度に補助制度を創設したところである。

(人づくり・県民生活部)

小学生を対象として、空調設備やとび、鉄筋等1.8の仕事の疑似体験を通じ、働く意味や仕事の楽しさを経験してもらい、将来の職業について考える機会をつくる「おしごと体験教室」を実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度は規模を縮小した形で内容を検討中。

県立高等技術専門校（7校）において、電気、溶接、機械、建築等のものづくり科目を中心に戦業訓練を実施している。

訓練内容（訓練カリキュラム）が現在の業界ニーズに合っているかの検証を業界団体等とともにを行い、訓練生が企業で即戦力となれるように、必要な技能習得のためのカリキュラムの構築に努めている。

また、在職者を対象とした受託生訓練を令和2年度から実施している。

(福祉労働部)

本県では、工業系の学科を持つ13校を対象とした産学官連携による「県立工業高校産業人材育成事業」を展開している。本事業は県内の「ものづくり」の技術継承・発展を目的として、

先端成長産業を含む幅広い産業が求める人材を育成するために、下記の内容を実施している。

- 1 生徒の企業における教育・訓練
- 2 企業の高度熟練者による学校での実践的な実習指導
- 3 競技大会等への参加による作品製作
- 4 教員等の企業における技術研修
- 5 学級単位の企業訪問

上記事業を実施することにより地域や企業と連携したカリキュラムの充実を図っている。特に3では、各種大会への参加を通して、基礎的な知識はもちろん、生徒の技術力や思考力・判断力・表現力の育成を目指している。また、4では、毎年各学校から3名程度の教員が夏季休業期間を利用し、企業やポリテクセンターなどにおいて技術研修を行い技術力の向上を図り、生徒への技術指導力の向上を目指している。

なお、県立高校の入学定員については、長期的な計画及び毎年度の高校進学者の見込み数に応じて設定している。

幼児教育においても、遊びや生活の中で、ものづくりに対する感性を高める活動が行われている。

小・中学校においても、理科や社会科、技術・家庭科の技術分野などの各教科等で、ものづくりや産業発展に関する学習が行われている。

また、職場体験活動などを通して、勤労観・職業観を醸成する指導も行っている。

今後も、様々な職業に関する情報収集や働くことの意義について考える学習等を展開し、子供たちにものづくりの楽しさを味わわせる学習活動の充実に努めてまいりたいと考える。

(教育庁)

- 29 近年は気候変動による災害が頻発しており、防災上からも災害時の早期復旧のためにも、建設工事の重要性が見直されている。しかしながら、建設業界には現場監督者をはじめ技術者、作業員等の人手不足は深刻で、仕事はあっても受注できない状況となっている。県民の安全・安心を図るうえからも、建設業従事者の人材の確保について支援していただきたい。

«回答»

社会インフラの担い手として、建設業者の人材確保は重要不可欠であるとの認識のもと、これまで県入札参加資格審査における加点評価制度の活用や社会保険等加入の促進等により、人材確保の支援に努めている。今後も引き続き、人材確保の支援に努めていくこととする。

(建築都市部)

[環境対策]

- 30 近年の気候変動は我が国のみならず世界の多くの国々に影響を与えており、その原因の一つと考えられる地球温暖化への対策が強く叫ばれている。

県は、環境にやさしい街づくりのため、低炭素社会の実現を目指し、究極のクリーンエネルギーとして注目されている水素エネルギー社会づくりに取り組んでいる。その方策として、地元の水素関連産業を育成するとともに、自動車の分野のみならず水素エネルギー活用の動機付けや普及促進を図っていただきたい。

«回答»

県では、水素エネルギー社会の実現を目指し、平成16年8月、他に先駆けて産学官で構成される「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立し、様々な取組みを展開してきた。具体的には、九州大学に集積する水素関連研究拠点を核に、水素の製造や貯蔵、利用に関する

る研究開発を推進するとともに、福岡水素タウンや北九州水素タウンを活用し、水素エネルギー社会を可視化する実証を実施して、社会受容性の向上と水素関連製品の普及に努めてきた。

また、企業の水素分野への参入を支援するため、製品開発助成や技術アドバイザー派遣、メーカーとのマッチング支援などを実施してきたところである。

国やメーカーの取組みが加速する中、今後、導入が進む再エネを活用した水素製造に必要な水電解装置など、多種多様な水素関連製品が普及し、ビジネスチャンスが拡大することが見込まれる。県としては、これらの普及を推進するとともに、技術支援や製品開発助成、販路開拓支援などにより、県内企業の水素分野への更なる参入促進に努めていく。

また、県では、FCVの普及を目的として「FCVキャラバン」を実施しているほか、水素ステーションの整備について、候補地の紹介から地権者との交渉まで一貫したサポートを行っている。

加えて今年度は、物流業界のCO₂排出量削減や水素ステーションの自立的運営に繋がる水素需要の拡大を目的に、安定的かつ大量に水素を消費するFCトラックの輸送実証を行っている。

今後も、地元産学官が一体となって設立した「ふくおかFCVクラブ」を核に、FCモビリティの普及と水素ステーション整備の一体的な推進に努めていく。

(商工部)

[北中連関係]

31 本連合会は、昭和29年の設立以来、64年間、北九州地域の中小企業支援と地域振興に積極的に取り組んできた。今後も福岡県が実施する各種中小企業施策に、県と連携し積極的に取り組む所存があるので、引き続き本連合会に対し委託事業の発注など特段の配慮をお願いしたい。

《回答》

県では、貴連合会をはじめ、中小企業団体中央会や商店街振興組合連合会の取り組みを通じ、組織化・連携強化による中小企業の経営環境の改善・強化を支援してきたところである。

今後とも、連携を図りながら、地域経済を担う中小企業の振興のため、しっかりと取り組んでまいります。

(商工部)